

冬期工事の補正積算取扱要綱

農建第729号	昭和53年9月21日	制定
農建第334号	昭和62年8月11日	改正
農建第251号	昭和63年6月23日	改正
農管第251号	平成15年8月28日	改正
農管第299号	平成24年8月21日	改正
農管第354号	令和2年10月14日	改正
農管第64号	令和8年4月13日	改正

(趣旨)

第1条 本要綱は、新潟県農地部が所管する建設工事について定めるものであり、冬期気象条件等による劣悪な条件のもとで施工を余儀なくされる工事の適正を期するために行う。

(補正適用工事の範囲)

第2条 県下全域の屋外工事で、下記に該当しない工事とする。

- (1) 工場製作工事
- (2) トンネル工事
- (3) 建築工事
- (4) 除排雪工事等、冬期条件下で施工することが前提となる工事
- (5) 調査・測量・設計業務
- (6) (1)～(4)の比率が大きい複合工事
- (7) 11月30日までに完成する単年度工事
- (8) その他冬期条件による損失が認められない工事

(補正の方法)

第3条

1 単年度工事の場合

- (1) 歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正労務単価} = \text{基本労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

(2) 冬期補正率

当該工事の工事開始日※の月及び工期末の月の組み合わせに相当する下表の率を冬期補正率とする。

単位：％

工事開始日 工期末	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
12月	0	0	0	1	1	1	1	2	3	-	-	-
1月	1	1	1	1	1	1	2	2	4	4	-	-
2月	1	1	1	1	2	2	2	3	4	4	4	-
3月	1	1	1	1	1	2	2	2	3	3	2	0

2 複数年度工事の場合（県債務工事等）

- （１）歩掛補正は、便宜的に労務単価に対して行うものとし、次式により冬期補正労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正労務単価} = \text{基本労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

（２）冬期補正率

当該年度の各年度の工事開始日※の月及び工期末の月の組み合わせに相当する第３条の１（２）の表の率に当該工事月数で除した冬期補正率とする。

$$\text{冬期補正率} = \{ (1 \text{ 年目補正率} \times n_1 \text{ か月}) + (N \text{ 年目補正率} \times n_2 \text{ か月}) \} / (n_1 \text{ か月} + n_2 \text{ か月})$$

n₁、n₂…：工期の月数、N：複数年数

- （３）冬期補正率は、整数止めとする。（小数第１位四捨五入）

※「工事開始日」とは、設計図書における工期の始期日（施工時期選択可能工事制度を活用する工事にあつては工事開始期限日）をいう。

（補正上の留意事項）

第４条 冬期補正を行う場合は、下記に留意するものとする。

- （１）運転手（特殊、一般）、助手は補正の対象としないものとする。
- （２）設計変更等により、工期の変更が生じた場合の補正率は、原則として当初発注の補正率により行い、補正率の変更はしないこととする。ただし、当初発注の冬期補正率により積算することが著しく不適切な場合については、協議により補正率等を決定すること。
- （３）補正後の労務単価は、円以下切捨て、円止まりとする。
- （４）工期の設定に当たっては、十分留意すること。
- （５）施設機械据付工事は、屋外作業が多い場合に限る。
- （６）積算システムで冬期補正を行う方法は、設計書総括画面で冬期補正率を選択する。

(例) 冬期補正率 3 % の場合、労務単価の補正欄で「03 冬期補正 : 3 %」を選択する。

- (7) 施設機械の電気通信設備工事において、屋外作業が多い場合で冬期補正を行う必要がある場合は、工種条件の B 条件に冬期補正率を入力する。なお、上記工種条件配下の各種単価のみ補正対象となるため、補正対象の各種単価を同一工種配下にまとめる。設計書総括画面での補正の設定は行わない。